

令和3年 No.48

○東京学芸大学現職教員研修推進機構規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

現職教員研修推進機構の業務内容について、現行の取扱いに即して整理することに伴い、必要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年9月8日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学現職教員研修推進機構規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年9月9日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第27号

東京学芸大学現職教員研修推進機構規程の一部を改正する規程

東京学芸大学現職教員研修推進機構規程（平成31年規程第32号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学現職教員研修推進機構規程の一部改正について

改正理由：現職教員研修推進機構の業務内容について、現行の取扱いに即して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 機構は、次に掲げる業務を行う。 (1) 教職大学院と研修機能の共存に関する調査・研究 (2) 道徳の教科化に対応した教育内容の調査・研究と教員研修プログラムの開発 (3) 小学校英語の教科化に対応した教育内容の調査・研究・カリキュラム開発 (4) 国際バカロレアのカリキュラム調査及び対応した教員研修プログラムの開発 (5) <u>新たな教員研修プログラム実施に向けた本学教員へのFDとSDを統合したPDの在り方の検討・実施</u> (6) <u>理科教員高度支援センターの教員研修プログラムの継続的な提供・開発</u> (7) <u>その他現職教員研修を推進するため必要な業務</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (業務) 第3条 機構は、次に掲げる業務を行う。 (1) 教職大学院と研修機能の共存に関する調査・研究 (2) 道徳の教科化に対応した教育内容の調査・研究と教員研修プログラムの開発 (3) 小学校英語の教科化に対応した教育内容の調査・研究・カリキュラム開発 (4) 国際バカロレアのカリキュラム調査及び対応した教員研修プログラムの開発 (5) <u>教育委員会・教育センター等の教員研修プログラム及び教員の職能成長ニーズの調査・研究を踏まえた新たな研修プログラムの企画・開発</u> (6) <u>新たな教員研修プログラム実施に向けた本学教員へのFDとSDを統合したPDの在り方の検討・実施</u> (7) <u>理科教員高度支援センターの教員研修プログラムの継続的な提供・開発</u> (8) <u>その他現職教員研修を推進するため必要な業務</u> 〔省略〕